

熊本県障がい者インターンシップ実施要領

1 趣旨

この要領は、熊本県（以下「県」という。）が障がい者をインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合の基本的な事項について定める。

2 目的

県は、障がい者に職業生活の基本的知識・ルール等に関する理解を深めてもらうとともに、公的機関における障がい者の就業分野の掘り起こしを行うことを目的として、障がい者を実習生として受け入れるものとする。

また、県が障がい者の雇用促進に係る取組みを継続的に行うことにより、県内の公的機関、一般企業等の障がい者の雇用に向けた気運の醸成を図るものとする。

3 事務局

- (1) インターンシップを円滑に推進するため、総務部人事課、健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課、商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課及び教育庁教育政策課が協力して事務局を担うものとする。
- (2) 実習生の受入手続などインターンシップに係る諸手続は総務部人事課を通して行うものとする。

4 実習対象者

本インターンシップの対象者は、一般就労を希望する障がい者で本人及び家族にインターンシップへの参加意思があり、かつ、県内の以下に掲げる学校・施設の在籍者、利用者とする。

- (1) 特別支援学校（原則として高等部2年生）（以下「学校」という。）
- (2) 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）及び障害者就業・生活支援センター（以下「施設等」という。）

5 実習生の受入手続

- (1) インターンシップへの参加を希望する学校・施設等の責任者は、インターンシップの目的に照らし適当と認める者を、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に対して、推薦を行うものとする。
- (2) 事務局は、学校・施設の責任者からの推薦を受け、受入所属に応じた受入人数を調整した上で、前記4の要件を満たすと認められる者を実習生として受け入れるものとする。また、事務局は、実習生の受入所属を決定する場合は、受入候補の所属長と協議するものとする。
- (3) 人事課長は、実習生を受け入れるにあたっては、学校・施設等の責任者と実習生の受入れに関する協定を締結するものとする。

6 実習期間

各受入所属における実習期間は、別に定める期間の間で受入所属が可能な日程

とする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

7 実習時間

実習生の実習時間は、原則として午前9時から午後4時までとする(正午から午後1時までは休憩時間)。ただし、実習内容、実習生の健康状態等に応じて、学校・施設等、受入所属及び事務局の協議により変更することを妨げない。

8 実習内容

実習生の実習内容は、受入所属の業務と実習生の適性を勘案し、学校・施設等の担当者等と協議のうえ、受入所属長が決定する。

9 実習に係る経費負担等

- (1) 実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しない。
- (2) 実習生の実習参加に係る交通費、昼食代は実習生の負担とする。
- (3) 学校・施設等及び実習生は、通勤及び実習中の事故に備え、傷害保険等に加え、通勤及び実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。

10 身分

実習期間中、実習生と県の間には雇用関係及びその他の一切の身分関係は生じない。また、実習生には県職員としての採用に関するいかなる有利な権限も付与されない。

11 服務

- (1) 実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (3) 学校・施設等の責任者は、上記(1)及び(2)の遵守を徹底するよう実習生に指導を行うものとする。
- (4) 実習生が、故意又は過失により上記(1)又は(2)の規定に反する行為をした場合は、学校、施設等及び実習生は、被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負う。

12 支援員の派遣

- (1) 学校・施設等の責任者は、実習生の体調が安定していない場合など、実習にあたり必要に応じて、当該学校・施設等の実習担当職員等(以下「支援員」という。)を受入所属に派遣するものとする。
- (2) 支援員は、受入所属と協力し、実習生が効果的な実習を行えるよう支援を行うものとする。

1 3 実習証明書

人事課長は、学校・施設等から求められたときは、実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

1 4 受入所属長等の責務

- (1) 受入所属長は、実習実施にあたり、受入所属における実習総括指導者（班長等）及び実習指導者（実習生への指導窓口となる職員）を指定する。
- (2) 受入所属長は、事前に事務局が行う受入所属に対する研修内容を踏まえ、実習に支障がないよう執務環境を整え、実習効果が上がるように努めることとする。
- (3) 受入所属が属する部局の長（広域本部・地域振興局にあっては、広域本部長・地域振興局長）は、実習期間中、部内における受入所属への協力体制を整え、受入所属への支援を行うこととする。
- (4) 受入所属長は、実習終了後、速やかに当該実習生の実習期間中における所見等について事務局へ報告するものとする。

1 5 その他

この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月14日から施行する。

この要領は、平成20年7月11日から施行する。

この要領は、平成21年7月23日から施行する。

この要領は、平成22年6月23日から施行する。

この要領は、平成23年8月22日から施行する。

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

この要領は、平成25年7月2日から施行する。

この要領は、平成26年7月8日から施行する。

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

この要領は、令和4年6月21日から施行する。